

カップ砥石・成分表、安全シート

柳 瀬 株 式 会 社

兵庫県丹波市山南町谷川1-3-85

Tel : 0795-77-2151

作成日 : 2009年2月2日

整理番号 : MSDS-Z141



1. 物質の特定

製品及び副資材の名称	含有物質名	含有量%	CAS No.	PRTR 法	労安衛法
カップ砥石 A60 30×10×M7×P0.75	A 砥粒#60	83	1344-28-1	—	1-23
	フェノール樹脂硬化物	14	9003-35-4	該当しない	7-903
	氷晶石	2.5	15096-52-3	—	1-332
	カーボンブラック	0.5	1333-86-4	—	5-3328
ネジ金具	真鍮 (快削黄銅)	—	—	—	—

2. カップ砥石 (完成品)

危険・有害性の分類	分類の名称 : 分類基準に該当しない。 危険性 : なし 有害性 : 研削作業中に発生する粉塵は、眼・呼吸器系を刺激することがある。皮膚を刺激することがある。 環境影響 : なし 安全性 : 研削使用時に発生する火花により、火傷と火災の恐れがある。 衛生面 : 研削作業時に発生する粉塵を長期間にわたり吸入すると塵肺に罹る恐れがある。
応急処置	眼に入った場合 多量の水で直ちに眼を洗い流す。直ちに医師の手当を受ける。 皮膚に付いた場合 汚染部位を石鹼と水で洗う。 吸入した場合 徴候や症状がでた場合は、新鮮な空気のところへ患者を移動させる。 徴候や症状が持続する場合は、医師の手当を受ける。 飲み込んだ場合 適用しない。 応急処置に関する特記事項 応急処置はすべて切断又は研磨作業中に発生する粉塵によるものです。

<p>火災時の処置</p>	<p>消火方法 ヘルメット、自給式呼吸器、防火服、腕、胴、脚等の保護バンド、頭部保護具を含む完全保護服を着用すること。</p> <p>消火剤 水・二酸化炭素・粉末消火薬剤・泡消火剤</p> <p>火災時の処置に関する特記事項 適用しない。</p>
<p>暴露防止措置</p>	<p>許容濃度</p> <p>炭化ケイ素 (409-21-2) 日本産業衛生学会 許容濃度 TWA : 吸入性粉塵 2 mg/m³ 総粉塵 8 mg/m³ ACGIH TLV : 10 mg/m³ TWA 1986</p> <p>酸化アルミニウム (1344-28-1) 日本産業衛生学会 許容濃度 TWA : 吸入性粉塵 0.5 mg/m³ 総粉塵 2 mg/m³ ACGIH TLV : 10 mg/m³ TWA AIとして 1986</p> <p>硬化済み接着剤 (CURED AD1) 日本産業衛生学会 許容濃度 TWA : 設定されていない ACGIH TLV : 設定されていない</p> <p>ナイロン繊維又は織物 (NYLON F02) 日本産業衛生学会 許容濃度 TWA : 設定されていない ACGIH TLV : 設定されていない</p> <p>炭酸カルシウム (1317-65-3) 日本産業衛生学会 許容濃度 TWA : 吸入性粉塵 2 mg/m³ 総粉塵 8 mg/m³ ACGIH TLV : 10 mg/m³ TWA 1986</p> <p>設備対策 硬化物の研磨、切削を行う場合は、適切な局所排気装置を使用する。 換気が充分でない場合は、適切な呼吸保護具を使用する。 集塵装置を使用する。</p> <p>保護具</p> <p>呼吸保護具 切断又は研磨作業中に発生する粉塵の吸入を避ける。 汚染物質の空気中での濃度に基づいた検定済の呼吸器を選択すること。 半面防塵マスク、全面防塵マスク</p> <p>保護眼鏡 サイドシールド付きの安全眼鏡を着用する。</p>
<p>物理／化学的性質</p>	<p>外観等 : 固体</p> <p>融点 : -</p> <p>固有臭 : なし</p>

危険性情報	<p>引火点 : 適用しない 燃焼範囲-下限 (%) : 適用しない 燃焼範囲-上限 (%) : 適用しない 発火点 : 適用しない 避けるべき物質 : 適用しない 有害な分解物 : 通常の使用条件においては、有害な分解物の発生は予想されない。しかしながら、火焰または極端な過熱により次の分解物を放出することがある。 一酸化炭素・二酸化炭素・窒素酸化物・シアン化物・ホルムアルデヒド 安定性・反応性 : 安定。危険な重合は起こらない。</p>
<p>有害性情報</p> <p>環境影響情報</p> <p>廃棄上の注意</p> <p>輸送上の注意</p>	<p>知見無し</p> <p>知見無し</p> <p>関連法規、条例に従って廃棄すること。</p> <p>破損のない様に取り扱うこと。水漏れに注意すること。</p>
適用法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「科学物質の審査及び製造時の規制に関する法律」 ・ 「労働安全衛生規則」 ・ 「じん肺法」 ・ 「粉塵障害防止規則」 ・ 「作業環境評価基準」 ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関連法令の最終処分条項 ・ 「特定有害産業廃棄物の指定に関する法令」と条項 ・ 「労働安全衛生法」及びその施行令
その他	<p>記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、含有量、物理的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。</p> <p>また、注意事項は、通常の手扱いを対象としたものなので、特殊な手扱いの場合には用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご使用下さい。</p>